生乳検査精度管理認証特別委員会設置規程

平 成 30 年 4 月 1 日 制 定

令和 7 年 3 月 2 4 日最終改正

（目的）

第 1 条　この規程は、公益財団法人日本乳業技術協会（以下「乳技協」という）が生乳検査精度管理認証制度を推進するため、認証申請者（生乳検査施設・検体採取組織）及び認証更新申請者の適合性に関して審査し、乳技協理事長に答申するため定款第 53 条に基づき設置した生乳検査精度管理認証特別委員会（以下「認証特別委員会」という）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（役割）

第 2 条　認証特別委員会は、以下の役割を担う。

1. 別に定める「生乳検査精度管理認証基準」（以下「認証基準」という）に基づき、新規認証申請者の適合性に関して審査を行う。
2. 認証基準に基づき、更新認証申請者の継続適合性に関して審査を行う。
3. 認証基準に基づき、認証施設に対して、業務内容が申請と異なる点が明らかになり、乳技協理事長が認証一時停止及び取り消し警告を行った場合、認証施設より提出された「改善報告書」に基づき、認証一時停止の解除の可否を決定する。

（委員の構成及び任期）

第 3 条　認証特別委員会の委員は、酪農乳業について詳しく、かつ第三者的に評価できる者とし、構成員は５名とする。

2. 認証特別委員会の委員は、乳技協理事長が任免する。
3. 認証特別委員会の委員の任期は３年とする。

（役員等）

第 4 条　認証特別委員会には、互選により委員長１名をおく。

2. 委員長は、議事をとり進める。

（事務局）

第 5 条　認証特別委員会の事務局は乳技協内におく。

（本規程の改廃）

第 6 条　本規程の改廃は、乳技協理事会の決議を経て行う。

2.　本規程に定めなき事項については、委員長の了承を経て乳技協理事長が定める。